

## <生活指導・進路指導に関する事例>

### ① 進路変更を勧めたが保護者が受け入れない。

ある生徒が校内で喫煙をしていて教師に発見され、特別指導の対象となった。この生徒は、これまでも、けんかで3日、バイク通学で1週間の謹慎指導を受けている。生活指導の校内規定では、特別指導の3回目は進路変更を勧めることとなっている。バイク通学の指導の際に、当該生徒及び保護者に対して、校長からも「3回目は、謹慎指導では終わりません。」と予告してあった。

今回の件は3回目になっている。保護者は「ある教師から子供が進路変更だと言われたようだ。問題行動の内容は、3回とも異なっている。一度注意されたことは守っている。同じことを3回繰り返しているわけではないので、進路変更を言われても納得できない。」と言ってきた。

学校は様々な個性や価値観をもつ大勢の生徒を抱え、その一人一人の指導に力を注いでいるところですが、保護者にとってはたった一人の我が子です。

学校の指導についてどれだけ事前に説明をしているか、又、何かが起きたときには、校長のリーダーシップの下、十分な教育的配慮を行った上で、組織としてどのように対応したらよいか等、学校経営支援センターとも連携しながら、慎重に検討する必要があります。

#### ヒント1 特別指導のねらいと考え方を再確認する。

- ・ 特別指導は、生徒に自分の行った問題行動について深く反省させ、これからの学校生活を健全なものにするために行うものであり、罰を与えたり、従わなければ排除したりすることではありません。
- ・ 過去の問題行動を機械的にカウントして指導内容・方法を決定する硬直的な校内規定の運用は問題であり、教育的な観点から再確認を要します。
- ・ 特別指導の在り方を吟味した上で、不適切な点があれば正し、誤解があるならば丁寧に説明するなど、生徒本人や家庭の理解を十分得る必要があります。
- ・ 指導としての進路変更は、生徒本人の進路希望や学校生活への意欲などを総合的に判断して行うものです。進路変更は強制するものではありません。

### ヒント② 生活指導の在り方を共通理解する。

- ・ 生活指導は、一人一人の生徒が全て違うことを教師が理解することが出発点です。そのため、指導は一律ではないという意識を教師がもつことが重要です。
- ・ けんか、喫煙、バイクなどの問題行動は、進路を変更すれば解決するものではないことを踏まえ、安易に決め付けることのないようにします。
- ・ 問題行動を繰り返す場合は、その背景にある事情の解明を行う必要があります。

### ヒント③ 説明したからといって、理解してもらえたとは限らない。

- ・ 学校としての特別指導の考え方や校内規定などは、折に触れ保護者や生徒に説明しているはずですが、当事者になって初めて聞いたと慌てる場合が多いようです。
- ・ 学校が説明したつもりでも、保護者に十分に伝わっていない場合があります。特別指導の対象となった場合に、今度問題行動を起こしたら学校では面倒が見られないという印象を与えてしまうと、本来のねらいが達成されないばかりか保護者の苦情につながります。
- ・ それまでの経過や特別指導のねらいを丁寧に説明するとともに、これをきっかけに学校生活に対する姿勢を改めるのであれば、再び本校の生徒として認めていくものであることを伝える必要があります。

#### 【学校の対応とその後の状況】

- ・ 当該生徒の日頃の学校生活の状況や、特性等を十分考慮するなど、生徒理解に基づいた協議を校内で再度行ったところ、けんかの際の指導は、十分に生徒本人に反省を促すことができなかつただけでなく、逆に教師に対する不信感を募らせたと分析できた。
- ・ 今回の喫煙にかかわる特別指導については、学校として適正な手続きのもとに行われたが、進路変更の恐れがあることについて、ある教師が生徒に不用意に個人的見解を述べたことが確認された。
- ・ 校長は、今回の特別指導の中で、温かい指導と励ましを継続し、心の触れ合いを深める中で生徒と教師の信頼関係を再構築し、生徒本人の反省につなげることを重視した。
- ・ 校長が保護者と生徒本人に、再度指導の趣旨及び内容・方法等について丁寧に説明を行う一方で、学校として「進路変更」を勧めたことはなく、誤解のため生徒がショックを受けたことについてはお詫びをしたところ、両者の理解を得ることができた。